

鳥取県告示第677号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年10月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字洗井字茶園760、字空神場783、784、785の1、785の2、786、787、字狐岩797、798から801まで、808、字下神場813、814、字窓1269、字才岷林1952、1953、1954の1、1954の2、1955の1から1955の8まで、1955の10から1955の12まで、字赤田平1956の1から1956の6まで、字神場1957から1960まで、1960の1、1961、1962、1964から1966まで、字センダラ尾1967、1968の1、1968の3から1968の13まで、字大鱒谷大山右ノ平1993の1、1993の3から1993の10まで、字菰谷1994の1、1994の3、字大鱒谷奥ノ平1995の1、1995の2、字南神場平1996の1、1996の2、字木原1997の1、1997の2、字山頭道東1998の1から1998の4まで、字三度平1999、1999の1、字神場峠2000、字下松ヶ前道下2001の1から2001の3まで、字下松ヶ前道上2002、2002の1、2002の3、2002の4、字総兵衛以後2002の2、字下平シ場2003の1から2003の7まで、字登尾林2004から2014まで、2015の1から2015の3まで、2016、2017、字山頭口小鱒谷平2018の1から2018の9まで、字小鱒谷登尾平2019の1、2019の2、2020の1から2020の6まで、字南谷上2029の2、2029の3、2029の10から2029の17まで、字口ノ谷東側2030の1、2030の2、2030の4から2030の8まで、2030の10、2030の14から2030の16まで、字登り立山2031の1から2031の3まで、2031の8、字石有詞2032（次の図に示す部分に限る。）、字西ノ平ル2033の1から2033の3まで、字口ノ谷西側2034の2、2034の7から2034の9まで、2034の20から2034の22、字雨堤2035の1、2035の2、2035の4から2035の9まで、2035の20から2035の36まで、2035の40、2035の42から2035の48まで、字高尾林2036、2037の1から2037の3まで、2038、2039、2040の1、2040の2、2041の1から2041の4まで、字上田林2044から2050まで、2051の1、2051の2、2052の1から2052の4まで、2053、字入郷2054、2055、2056の1、2056の2、2057、字笹谷頭2058、2059の1から2059の4まで、2060、2061、2062の1、2062の3、2063の1、2063の2、大字鳥越字下淵坂下タ949の1、949の4、949の6、950、951、字中淵952、953、954の2、955から957まで、958の1、958の2、959、字淵ヶ浜961の1、字向畑ヶ962の2、962の3、963の1、963の3、964の1、965、966、字岡ノ平ル969の1、969の2、970、字枝谷971、971の1、字上淵972、字原谷奥973の1、973の2、字立岩974の1から974の3まで、976の1から976の5まで、977、978、字大谷西側979、979の1、980の1から980の3まで、字殿所981の1、981の2、982の1、982の2、字大谷奥983から985まで、字大谷東側986の1から986の3まで、986の5、字釜ノ谷987の1から987の3まで、字古鳥越空988、989、989の1、989の2、字岩ヶ前990から995まで、字畑ヶ谷上エ996から999まで、字嫁ヶ谷1000、1001の3、字野中1003の1、1006の1から1006の3まで、1008から1016まで、字上平シ場1017、1018、大字荒金字大木屋谷774の1から774の57まで、字深谷775、776、大字小田字小滝538、539、541から544まで、字赤畑ヶ545の1から545の26まで、字小滝口546から549まで、549の1、549の2、550から556まで、556の1、字ウトブ谷570、570の1、571、571の1、572から574まで、574の1、574の2、575から578まで、578の1、579、580、字一ノ渡608、609、609の1、610から616まで、616の1、617から622まで、622の1、623から627まで、627の1、628、628の1から628の8まで、字寺所629、630、630の1、631、631の1、632、632の3から632の5まで、633、634、634の1、635から642まで、642の1、643の1から643の6まで、字曲り坂644の1から644の3まで、大字大坂字地番139から141まで、字椎ノ木向143から146まで、152、153、字椎ノ木坂147の1、148（次の図に示す部分に限る。）、149から151まで、字丸山154の1、155、156の1、字南谷平160の1から160の3まで、161から163まで、163の1、164から166まで、字奴田山167の3から167の11まで、168から171まで、字大田向178の1から178の4まで、179から182まで、字鳥ツ坂尾183の1から183の6まで、184、185、185の1、186から191まで、字柳谷192の4から192の7まで、192の12（次の図に示す部分に限

る。)、192の13、193の1、194、字仲尾195の1、196の1(次の図に示す部分に限る。)、197、198の1から198の3まで、198の4(次の図に示す部分に限る。)、198の5から198の8まで、198の13、198の14(次の図に示す部分に限る。)、198の21、199、200、201の1、202、203の1、203の2(次の図に示す部分に限る。)、204の1から204の3まで、205、206、字大岩坪207の1から207の10まで、208の1、209から212まで、字小岩坪213の2から213の9まで、214から216まで、字岡田谷217の1、218の1、218の3、219、字松尾山228、229、231の1から231の3まで、232から237まで、237の1、239の1から239の4まで、240、241、241の1、242、字奥松尾谷243から245まで、字大萱ノ尾246、字大窪ノ谷247、字小松尾248から250まで、251の1、251の2、252、253、字吹谷254、256の1から256の3まで、257、257の1、259から263まで、大字外邑字才神470から474まで、字本谷山475、476の1、476の2、477から480まで、481の2、482、483、字仲ノ谷484から489まで、字日向谷490から493まで、852の1、852の2、字小林600の1、601、字滑ヲ谷602から609まで、字大津毛西側610から613まで、字大津毛東側614から616まで、617の1、字高谷家奥西側635、636の1、637から639まで、640の2から640の5まで、641、字山ノ神642から646まで、648、649の1、650、字坂根山651、652、652の1、653、654、字椎谷西側655の1、655の2、656から658まで、字奥椎谷南側659から662まで、662の1、662の2、663から669まで、字奥椎谷大平側670から678まで、679の1、679の2、680から682まで、字大平山683、684、字高尾石原道ノ上685から689まで、691、692、692の2、693から695まで、字高尾大平727から730まで、730の1、731、733から738まで、字高尾南側739から742まで、743の2、743の3、744から746まで、747の1、747の2、748から753まで、字奥高尾南側754、755の1から755の3まで、756、757、759、760の1、760の2、761、762、字奥高尾758、763、字奥高尾西側764から770まで、771の1、771の2、772から776まで、字石原777から787まで、字石原西側788から801まで、字松ヶ平下802から806まで、字横谷東側816、825、826、826の1、827から831まで、字筆ヶ谷832から834まで、字滝坪835、836、字曲り坂839から842まで、字石原奥843、字大井津844の1、字野間ノ谷845の1、845の12、845の14から845の16まで、845の23から845の26まで、字大沢846の1(次の図に示す部分に限る。)、846の2から846の8まで、字祖父ヶ以後847の1(次の図に示す部分に限る。)、847の2から847の5まで、字椎谷頭848の1、848の2から848の6まで(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、848の7から848の13まで、848の16、848の17、字本谷打越し849の1、849の2、字本谷頭850の1から850の3まで、字中ノ谷頭851の1、851の2、字金山853の1から853の7まで、大字唐川字登り尾7の5、7の6、7の8、9の1、9の3、9の4、10、字尾田42の1、42の2、43の2、44、44の1、170、171、171の1、172、字上岡垣山167、字宮ノ下モ174、174の1、175、175の1から175の5まで、字宮ノ下モ山177、178・179(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字林ノ尾180から185まで、字石橋ノ上山186の3、186の4、187、188、字向山190、191、192の1から192の4まで、193、194の1から194の4まで、字榎畑山196、197、字滝ノ口西平198、199の1から199の3まで、字榎畑ヶ後田平200、字滝ノ谷200の1、字赤子ヶ平201の1(次の図に示す部分に限る。)、201の2から201の4まで、201の5(次の図に示す部分に限る。)、201の6、201の7、201の9、字唐川谷204の1(次の図に示す部分に限る。)、204の2、204の10、204の11、204の28から204の32まで、字大清水204の27、字大沢山205・字鑊子ヶ弦206・字菖蒲谷207(以上3筆について次の図に示す部分に限る。))

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)